

2022年3月2日

阪東自動車株式会社 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：出産・育児に関する休暇の取得を促進する。

【対策】

2022年4月1日～ 就業規則、育児・介護休業等に関する規定について定期期的に従業員に周知し、利用促進の啓発を行う。

目標2：育児、介護、および結婚等家庭生活を理由に退職した従業員を1名以上再雇用する。

【対策】

2022年4月1日～ 従業員に対し、退職後も採用試験を経て再雇用が可能である旨を周知する。

目標3：女性従業員を今後5年間で8人以上にする

【対策】

2022年4月1日～ 求人募集において女性従業員の採用を積極的にPRする。